

青森県報

第四千五百三十二号

平成三十年
十一月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出 …… (同) …… 一
- 道路の区域の変更 …… (道 路 課) …… 二
- 道路の供用の開始 …… (同) …… 三
- 都市計画事業計画の変更認可 …… (都 市 計 画 課) …… 三
- 右 同 …… (同) …… 三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正 …… (会 計 管 理 課) …… 四

公 告

- 県営土地改良事業計画変更の決定 …… (農 村 整 備 課) …… 四
- 選挙管理委員会
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (事務局) …… 四

告 示

青森県告示第七百八十号

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一

項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	田名部 玲	主として指定難病の診断を行う医療機関	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科	平成 三〇・〇・一
---------	-------	--------------------	-------------	-----------	----	--------------

青森県告示第七百八十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	平間 公昭	八戸市立市民病院	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	外科	平成 三〇・〇・一		

1	番号 図面	種道 路類の	路線名	変 更 の 区 間	変更 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
国 道			三三三八号		後	一六〇・三〇メートルから 一九三・三〇メートルまで	二、七三九・七〇メートル	
					前	一三・七〇メートルから 一七・四九メートルまで	二、六六二・三〇メートル	
						一三・七〇メートルから 一七・四九メートルまで	二、六六二・三〇メートル	
						一三・七〇メートルから 一七・四九メートルまで	二、六六二・三〇メートル	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指
青木 恵	菅谷 秀夫	鈴木 香	村澤 洋美	青森県立あ すなろ療育 福祉センター 診療部	青森県立あ すなろ療育 福祉センター 診療部	青森県立あ すなろ療育 福祉センター 診療部	青森県立あ すなろ療育 福祉センター 診療部
字江渡一〇一	七二九	五所川原市中央 一丁目四〇の二	弘前市大字本町 五三	青森市東大野二 丁目一〇	青森市東大野二 丁目一〇	青森市東大野二 丁目一〇	青森市東大野二 丁目一〇
整形外科	整形、形外 科、リハビリ テーション科	眼科	泌尿器科	外科	外科	眼科	泌尿器科
〃	〃	三〇・二〇・一	三〇・四・一	〃	〃	三〇・二〇・一	三〇・四・一

青森県告示第七百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十二月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指
松木 克雄	福田 陽	松木 克雄	福田 陽
八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院
八戸市長者三丁 目三の二三	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市長者三丁 目三の二三	八戸市田向三丁 目一の一
科循環器内	科循環器内	科循環器内	科循環器内
〃	〃	〃	〃

2 国 道 三 九 四 号	上北郡七戸町字夷堂五六の四から 上北郡七戸町字附田向一七五まで	上北郡七戸町字夷堂五六の四から 上北郡七戸町字附田向一七五まで
	上北郡七戸町字塚根八二の二から 上北郡七戸町字附田向一七五まで	上北郡七戸町字塚根八二の二から 上北郡七戸町字附田向一七五まで
後	一三・三六メートルから 五一・八四メートルまで	一、五三一・九六メートル
前	六・二メートルから 三七・〇〇メートルまで	一、一五二・〇〇メートル

青森県告示第七百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十二月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三九四号	上北郡七戸町字塚根八二の二から 上北郡七戸町字附田向一七五まで	平成三〇・二・二七

青森県告示第七百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、階上都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年十一月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
階上町

二 都市計画事業の種類

階上都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成十二年一月十四日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年六月十九日青森県告示第五百十四号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年六月十九日青森県告示第五百十四号）の事業地に変更なし。

青森県告示第七百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年十一月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から平成三十八年三月三十一日まで
事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十六年三月七日青森県告示第四百四十二号）の事業地のうち、大字油川字大浜を削る。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十六年三月七日青森県告示第四百四十二号）の事業地に変更なし。

青森県告示第七百八十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

卸市場支店	八戸市卸センター二丁目	を
卸市場支店	八戸市大字尻内町	に改める。

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、阿部堰地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年十一月二十七日から同年十二月二十五日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十号様式を次のように改める。

第八十号様式（第六十条関係）

参議院比例代表選出議員選挙分会長 氏 名 殿 市 (町、村) 開票管理者 氏 名 第 年 月 日 号

参議院比例代表選出議員選挙投票点検結果について (報告)

年 月 日 執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票点検結果は、下記のとおりですので、公職選挙法第66条第3項の規定により報告します。

1 投票状況調 記

(1) 国内分

区 分	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
女	人	人	人	%
計	人	人	人	%

(2) 在外分

区 分	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
女	人	人	人	%
計	人	人	人	%

(3) 合計 (国内分+在外分)

区 分	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
女	人	人	人	%
計	人	人	人	%

2 投票結果

投票総数	左の内訳		無効投票率 %	備考
	有効投票数	無効投票数		
票	参議院名簿届出 政党等の得票	参議院名簿届出 政党等の名称	参議院名簿届出 政党等の名称	
	参議院名簿届出 各参議院の氏名	参議院名簿届出 各参議院の氏名	参議院名簿届出 各参議院の氏名	
参議院名簿届出 政党等の得票	参議院名簿届出 政党等の名称	参議院名簿届出 政党等の名称	参議院名簿届出 政党等の名称	参議院名簿届出 各参議院の氏名

除く)の 得票数	除く)の 得票数	除く)の 得票数
うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得
うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得
うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得
うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得
うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得
うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得	うち名簿届出 政党等の得票 のうち各名簿 ()議登載先 選人を 得

注1 投票者数と投票総数が合致しないときは、その理由を備考欄に記載すること。
注2 開票録の写しを添付すること。

第八十号様式の二中「下記のとおりであります」を「下記のとおりです」に

区分	選挙当日の有権者数(人)	投票者数(人)	棄権者数(人)	投票率(%)
男				
女				
計				

を

区分	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	人	人	人	%
女	人	人	人	%
計	人	人	人	%

に

改め、同様式のとおりである。

注1 衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙における「1 投票状況調」については、第八十号様式の例により記載すること。

2 投票者数と投票総数が合致しないときは、その理由を備考欄に記載すること。

3 開票録の写しを添付すること。

4 衆議院比例代表選出議員選挙においては、「党派」候補者氏名」は「名簿届出政党等の名称」とする。

第七十九号様式の二中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に改め、同様式中

「(ふりがな)名簿届出政党等の名称」を「(ふりがな)参議院名簿届出政党等の名称」に「(ふりがな)名簿登載者の氏名」を「(ふりがな)参議院名簿登載者の氏名」に改め、同様式の注に次のように加える。

4 優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位を参議院名簿に記載された候補者については、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に当該順位を付して掲載するものとする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------